

労働運動委員会ニュース

No. 208 2018年8月10日

発行責任者 宮川 敏一
 東京都千代田区神田神保町 2-10 三辰工業ビル 3階
 TEL (03) 6380-9960 FAX (03) 6380-9963
 E-mail miyakawa@sinsyakai.or.jp

誰でも参加 何でも話す!

神田教室

労働運動のエンジンに
 誰でも参加 みんなで議論

とき 8月21日(火)18時30分
 毎月第4火曜日定例開催
 ところ 新社会党中央本部(主催:労働運動委員会)
 テーマ 労働法制を巡る秋の臨時国会



森弁護士から報告を受ける(弁護士会館)

結審も10月19日(金)に決定している。控訴審の終了後に開いた報告会で森弁護士は「裁判所は積極的に格差を認めようとしなさい。会社はいちやもんつけて引き延ばしている。判決は年末になる見込

郵政20条東日本裁判 控訴審結審せず9月25日に

8月2日、14時から、郵政20条裁判第4回控訴審(結審)が東京高裁で開廷した。裁判所前では、12時45分、13時10分に宣伝行動を行い、傍聴抽選をした。14時から開廷した控訴審は「結審」を予定していたが、会社から「会社の過失責任について反論したい」との上申書が提出された。原告側は準備書面などは全て出そろい「結審すべき」と主張したが、

裁判官合議を経て、「被告の上申書」を認めた。被告の会社は、ペラの書面しか提出しておらず具体的な反論も乏しく、4月の結審を「6月1日の最高裁判決」を考慮され、引き延ばしてきた。今回の引き延ばしは2回目になる。結審は続行となり、次回期日は9月25日(月)15時の開廷になった。西日本裁判(大阪高裁)の

みだ」と話した。

東京高裁は最高裁まで上申されることを想定し、思いつきりに乏しい。郵政20条裁判は労契法20条裁判の

天王山として注目されている。真の格差是正を勝ち取る大衆行動を背景にして、闘いの広がり求められる。

日通の労契法18条潜脱! 「無期転換逃れは許さない」

7月12日、日本通運を訴えた『無期転換逃れ地位確認等請求事件』の第2回公判は傍聴席を満席にして開廷した。

約社員。労契法18条の無期転換権が発生する前日の3月31日で雇止めをした。争点は、無期転換権が発生する前に雇い止めた労契法18条の『潜脱行為』。労契法が改正された後の更新時に、不更新条項を挿入し、その説明を求めたら「

日通無期転換逃れ裁判は、日本通運に5年10カ月(派遣時も含めると7年4カ月)、働いてきた有期契

契約書の様式が変わっただけ、不利にするようなことではない」と満足はいく説明がないまま、その後も更新し続けてきた。「契約社員は調整弁」と団体交渉の場で言い放つ日本通運。企業の横暴は許せない。雇い止めを許さない18条裁判を最後まで闘う。



公判を前に宣伝行動(東京地裁前)

契約書の様式が変わっただけ、不利にするようなことではない」と満足はいく説明がないまま、その後も更新し続けてきた。「契約社員は調整弁」と団体交渉の場で言い放つ日本通運。企業の横暴は許せない。雇い止めを許さない18条裁判を最後まで闘う。

中央学院大学への抗議・宣伝活動を再開！ 小林勝さんの専任化を勝ち取ろう！

8月1日、焼けるような暑さの中、「小林勝20条裁判を支援する会」は、我孫子駅前で中央学院大学に対する抗議・宣伝活動を行い、ブラックバイトに対する相談チラシも一緒に配布した。



我孫子駅前の宣伝行動

門戸閉鎖の大学側にも変化がみられ、4月には窓口の常務理事交代、5月の学長選挙では「小林専任化絶対反対」を主張していた佐藤英明氏が敗退、7月より新学長が就任した。大学側

の状況変化により抗議行動を控え、解決を期待していた。しかし、大学側の態度は以前と変わらず、誠意がみられないため駅前での抗議・宣伝活動を再開した。

労働法制保法案で野党の混乱を演出 安倍政権の陰謀

マスコミや専門家などから「安倍政権の強行採決も悪いが、審議拒否や反対ばかりの野党も責任がある」など、野党に責任転嫁をする印象操作は、内閣不支持に歯止めをかけた。

政府が提出した法案は65本、そのうち60本（成立率92・3%）が成立した。何でも反対はしていない。①成人年齢引き下げ ②受動喫煙 ③男女参画推進法など、審議を経た採決と全会一致も多くあった。対立したのは、①働き方、②TPP、③参議院定数増、④カジノなどで、世論調査でも60%以上が反対をしている。議論を尽くすのは当然だ。専門家が煽った論評は的外れで、内閣支持率を引き上げる役割をした。

【今後の裁判日程】

- ◆9月14日(金) 10時00分 弁論準備
- ◆10月25日(木) 13時15分～17時00分 被告大学側証人尋問
- ◆11月1日(木) 13時15分～17時00分 原告側証人尋問

「働き方」関連法案の成立

	内容	施行時期
高プロ 残業代ゼロ	年収(手取り)1,075万円を超える専門職は、時間外労働をしても残業をカットする。残業記録も存在せず過労による労災認定が困難。	2019年4月
残業代の上限規制	労基法に明記のなかった残業時間80時間、100時間を認める。36協定を締結しない公然と残業を強要される。繁忙期の規程は企業の自主申告で、理由を付けて自由に労働強化できる違反企業にわずかな罰則金。企業名の公表は否定。	◆大企業 2019年4月 ◆中小企業 2020年4月
有給休暇取得の義務化	日常からの有給休暇取得をさせないで、残数が10日以上あるときは、半数の取得を義務化。人員確保の裏付けすることを無視。	2019年4月
勤務間インターバル制度	欧州並みに11時間の勤務休息時間を設けることから大きく後退。「ある程度の時間」の努力義務に後退。運輸・建設などは除外。	努力目標
割増率の拡大 猶予措置含め廃止	中小企業における割増率(50%以上)及び中小企業への猶予措置廃止。(3年後実施)を経済界の抵抗で廃止。	廃案

労働運動委員会が呼びかける二つの学習会

「こぞって参加をお願いします」

秋の臨時国会は、労働法制改悪の第2弾を安倍政権によって、深刻な「働き方改悪」の断行が待っている。私たち新社会党は、労働者の党として、積極果敢に悪法を粉砕させなければいけない。そのために、労働者の期待に応える学習の積み重ね、指導力を蓄えなければいけない。9月に二つの講座を開く。東京オリンピックを前に「人手不足」などを理由に外国人労働者の就労について、全統一労働組合代表理事の鳥井一平さんをお願いした。翌週は、「大阪JPネット」で反合研活動を続けている、川越俊巳さんから元気のである講演をお願いした。会場を満席にする受講を呼びかける。

外国人技能実習制度に名を借りた搾取

外国人労働者の雇用状況と今後の課題



政府は2019年4月から、単純労働を含めて幅広い分野で外国人を受け入れることを決めた。人手不足に悩む建設、農業、宿泊、介護、造船のほか、一部の製造業や外食などで新たな就労資格を作る。日本で働く外国人の雇用実態はどうなっているのか、オリンピックを見据えた今後の課題について語っていただきます。

9月15日(土)

受付: 13時30分

開会: 14時00分

場所: 千代田区神保町区民館

講師: 鳥井 一平氏

全統一労働組合代表理事

主催: 新社会党労働運動委員会

労働運動委員会学習交流会「大阪JPネット」 産別労働運動と担い手づくり

学習と職場交流
三コースの発行
40年超の継続は
離れた感覚をなくす!

大阪JPネットの
取り組み



と き: 9月22日(土)

受 付: 13時40分

開 会: 14時00分

場 所: 新社会党中央本部講

師: 川越 俊巳氏

大阪府本部書記長主催

: 新社会党労働運動委員会